

別表（第9条関係）

総合交流センター使用料表

1 ホールの使用料

区 分	使 用 料（1時間当り）
入場料を徴収しないとき	1,000円
入場料を徴収するが、営利を目的としない文化団体・福祉団体等が使用するとき	2,000円
入場料を徴収し、営利を目的とする興行団体等が使用するとき	6,000円

※冷暖房施設を利用する場合は、30%増しとする。

2 附属施設の使用料

室 名	使用料（1時間当り）	室 名	使用料（1時間当り）
大会議室	300円	和室	150円
小会議室1	150円	控室1	100円
小会議室2	150円	控室2	100円
交流コーナー	150円		

※冷暖房施設を利用する場合は、30%増しとする。

3 附属設備及び備品の使用料

種 別	単 位	使 用 料
附属設備及び備品	1回、1単位につき	500円以内で教育委員会規則で定める額

備考

- 1 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 3 入場料等とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
- 4 町外者の使用料は、上記使用料の1.5倍の額とする。